

議案第 9 1 号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和 2 8 年川崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬 3 丁目 1 9 番 1 号
川崎市小倉保育園	川崎市幸区小倉 4 丁目 6 番 2 3 号

」

を

「

川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬 3 丁目 1 9 番 1 号
-----------	-------------------------

」

に、

「

川崎市南平間保育園	川崎市中原区上平間 1, 1 8 3 番地
川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子 1, 1 5 5 番地

川崎市中原保育園	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号
川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中4丁目4番17号
川崎市ごうじ保育園	川崎市中原区上小田中6丁目34番36号
川崎市西宮内保育園	川崎市中原区宮内1丁目24番7号
川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地
川崎市西高津保育園	川崎市高津区溝口5丁目15番4号

を

川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1, 155番地
川崎市中原保育園	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号
川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中4丁目4番17号
川崎市西宮内保育園	川崎市中原区宮内1丁目24番7号
川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地

に、

川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号
川崎市南菅生保育園	川崎市宮前区菅生4丁目4番1号
川崎市宮前平保育園	川崎市宮前区宮前平2丁目11番地6

を

川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号
----------	-------------------

に、

「

川崎市虹ヶ丘保育園	川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番20号
川崎市白鳥保育園	川崎市麻生区白鳥1丁目17番2号

」

を

「

川崎市虹ヶ丘保育園	川崎市麻生区虹ヶ丘2丁目2番20号
-----------	-------------------

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

小倉保育園、南平間保育園、ごうじ保育園、西高津保育園、南菅生保育園、宮前平保育園及び白鳥保育園の民設民営化に伴い、これらの保育園を廃止するため、この条例を制定するものである。